

(抄)

薬発第408号  
平成5年4月30日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

## 薬局業務運営ガイドラインについて

今般別紙のとおり「薬局業務運営ガイドライン」を定めたが、その趣旨、運用上の留意事項等は下記のとおりなので、御了知のうえその運用に遺憾のないよう配慮されたい。

記

## 11 休日、夜間等の対応

- (1) 薬局は、行政機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施する地域の休日、夜間の診療体制に参加、協力するなどして、休日、夜間の処方せん応需に努めなければならない。
- (2) 閉局時には、連絡先又は近隣で開局している当番薬局の案内等を外部から見やすいところに掲示すること。